

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市情報公開審査会  
会 長 吉 田 清 志

答 申

平成30年5月8日付けで貴職から当審査会に諮問のあった、行政文書公開・非公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申する。

記

1. 審査会の結論

審査請求人の請求はいずれも理由がなく、本件において実施機関がなした非開示決定および開示決定は妥当である。

2. 審査請求にいたる経過

- (1) 審査請求人は、平成29年9月27日、坂出市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、坂出市長（以下「市長」という。）に対して、「平成27年4月20日に行われたAの世話人であるBと当時の建設経済部長及び建設課長との話し合いの報告書」という文書の開示を求めて、行政文書の公開請求を行った（以下「1回目の請求」という。）。これに対して、平成29年10月10日付で「文書不存在」を理由とする非公開決定通知が送付された。
- (2) 次に、平成30年1月15日、審査請求人は文書の特定を前記と同じ内容とする行政文書の公開請求を行った（以下「2回目の請求」という。）。これに対して市長は、平成30年1月23日付で、「C宅(D地)への給水管移設に係るB氏の件」と題する文書を対象文書として特定し、そのすべてを公開する決定を行った（以下「本件処分」という。）。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月24日付で、市長に対し行政不服審査法第2条の規定に基づき、1回目と2回目の請求の結果についての不合理的を指摘するとともに、本件処分に係る文書とは異なる文書の開示を求めて審査請求を行った。

3. 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、

- (1) 1回目の請求と2回目の請求において、開示を求めた文書は同じであるのに、1回目は文書不存在で非開示とされ、2回目は文書開示とされた対応の違いが納得できない。
- (2) 2回目の請求で公開された本件文書は、作成日、作成者および名宛人の記載がなく、内容的にも開示を求めた「報告書」とは思えないので、審査請求を通じて審査請求人が請求している文書の開示を求める。  
というものと解される。

#### 4. 実施機関の意見要旨

- (1) 審査請求人から請求された1回目の請求については、受付時の聞き取り内容から判断して、対象文書が保管されている可能性が高いと思われた建設課を所管課と特定し、同課において受理したが、同課には該当文書が存在しなかった。  
2回目の請求においては、審査請求人から所管課を秘書（広報）課と特定されていたことから、同課において受理し、調査の結果、保管されていた本件文書が対象文書と判断されたことから、当該文書を全部公開すると決定したものである。
- (2) 秘書広報課は、秘書に関すること等を所掌しており、当時の建設課長から、市長に対する説明資料として提出されていた本件文書を収受保管していた。本件文書以外には、審査請求人からの請求対象と思われる文書は管理・保管していない。

#### 5. 審査会の判断理由

- (1) 実施機関において、請求文書の所管課を特定した経緯について

ア 当審査会からの関係部署に対する諮問書への回答結果等によれば、受付機関において請求文書に関する所管課を特定した経緯は次のようなものであったことが認められた。

平成29年9月27日、審査請求人から行政文書公開請求を受け付けた総務部総務課においては、請求書に、「秘書課長から『当時の建設経済部長から、会の報告として報告書が残されていると聞いています。』」との付記があり、その旨の口頭での説明もなされていたことから、秘書広報課に事実確認を行った後に所管課を特定する旨の了解の下で、受付を行った。

その後、秘書広報課長に対象となる報告書の存在の有無および所管課を確認したところ、「審査請求人（当時は申請人）に対して、当該文書が存在する旨断言した事実はなく、文書が作成されたとすれば、原課（担当課）ではないか。」とのことであったため、所管課を建設課とし、同課に本件を送付した。

調査の結果、同課には当該報告書が見あたらないことから、同年10月10日に、市長から文書不存在を理由とする行政文書非公開決定通知を行った。

イ 審査請求人は上記の結果に納得ができず、平成30年1月15日、処分庁に再度上記と同じ「報告書」の公開を求め、その際には審査請求人が、当該文書の所管課を秘書（広報）課と特定し、申請をした。その結果、同課において「C宅（D地）への給水管に係るB氏の件」と題する本件文書を特定し、市長から同年1月23日付で審査請求人に対して公開決定通知がなされた。

- (2) 以上の経過によれば、1回目と2回目の請求に対する対応が異なったのは、所管課の特定が異なったことによるものではあるが、同じ文書の特定に対して、1回目は文書不存在、2回目の請求に対しては文書が公開されたことについて、市の対応が納得できないとする審査請求人の指摘は理解できないではない。

しかしながら、大量の行政文書の中から申請人が請求する文書を特定するためには、文書の内容によって当該文書が保管されている蓋然性の高い所管課を特定し、所管課の責任において保管・管理されている文書を特定する現行の方式は、やむを得ないものと考えられるところ、本件においては建設経済部長と建設課長が請求人と対応した際の報告書の開示を請求するものであるから、1回目の請求において、建設課を所管課として特定したことが不合理とはいえず、2回目の申請においては、審査請求人の方から建設課では当該文書が存在しないとされた経緯があったため、所管課を秘書（広報）課と特定し、その結果、公開された文書が特定されたというものであるから、審査会としては、この経緯にも不合理な点は認められないものとする。

ただ、1回目の請求に対する調査結果が「文書不存在」であったことから、審査請求人にその旨の通知を発する前に、秘書広報課を所管課として調査しておくことが可能ではなかったかとの点について検討する余地があると思われる。

- (3) 処分庁から公開された文書および公開請求された文書の所在等について

ア 当審査会からの諮問書の回答等を総合すれば、公開された本件文書は、総務部秘書広報課秘書係に保管されていたものであるが、その経緯は次のようなものであったことが認められる。

公開された本件文書の末尾の項に記載されている内容の日付が「平成27年6月22日」になっていることからみると、その日以降と思われるが、そのころ審査請求人が秘書広報課を何回か訪れて、市長への面会を求めていたことから、同課職員において、市長に問題状況を説明するための参考として、当時の建設課長に対し、審査請求人が所属するD地のAで起きている状況についての説明を求めた。同課長はそれまでに備忘録として個人的に作成していた文書のコピーを秘書広報課職員に手渡し、同職員は上司の秘書広報課長にも文書の内容を伝えていた。今回公開された本件文書は、その後、秘書広報課に保管されていたその備忘録（コピー文書）である。文書の原本は、平成29年4月の人事異動の際、当時の建設課長において、廃棄されている。本件文書はその内容としては、審査請求人が請求した「平成27年4月20日に建設経済部長・建設課長と話し合いをした時の報告書」というものではないが、秘書広報課から今回の文書公開請求のあった文書の関連文書として公開されたものであり、同課にはその他に審査請求人が請求している文書は保管されていない。

イ 審査請求人は、2回目の文書公開請求書面の備考欄において、「市長からの命を受けて当時の統括する部長が対応し作成された報告書ですから組織的に言えば下部の建設課に保管されることはないと考えます。部長から市長になされた報告書ですから、市長か総務部秘書課に保存されているものと思いますので秘書課長からの回答を求めます。」と記載し、審査請求書にもその点を指摘している。公開請求を求める文書（報告書）は、「市長から命を受けて対応して作成された報告書」であり、「部長から市長になされた報告書」であるとするのであるが、前記回答書等によれば、当時の建設経済部長らが、市長からの命を受けて、審査請求人に対応したのか、又、対応した内容を市長に書面で報告したのかとの点について、部長を含めた関係者はいずれもそのような事実を否定しており、当該報告書が作成されたとの事実は認められなかった。

審査請求人は、部長らに対する質問および回答内容を自らは記録して所持している旨を述べるが、一般的に、市長の命を受けていない事項について、相手側が市長に対する報告書を作成するか否かについては、事案の内容如何によるものと考えられるが、本件において、市長に対する報告書が作成される必要があったとする事情は関係者によっても窺えない。

してみれば、本件において公開決定された文書は、審査請求人が請求した文書（報告書）とは異なるものと認められるが、審査請求人に関連する文書であって、その開示は情報公開の趣旨に沿うものと考えられる一方、審査請求人が開示を求める報告書については、当該報告書が作成されて保管されていると判断することは困難であり、この開示を求める審査請求人の請求には理由がないといわざるを得ない。

よって、審査会としての結論は、頭書のとおりである。

なお、審査請求人は、審理における口頭意見陳述の際、当審査会の会長は利害関係人にあたるとして除斥を求めたが、その理由として、地元の給水管移設申請に関する書類について、弁護士として間違った解釈を指導したというものであり、文書公開決定処分に対する本件審理とは関係のない理由であることが明らかであることから、会長を除く委員4名の意見の一致によりその主張は斥けた。

## 6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は下記のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成30年5月8日	○ 諮問
平成30年6月26日	○ 審議